

原告 東郷ゆう子こと角本祐子

被告 灘民主商工会

答弁書

2023年12月13日

神戸地方裁判所第6民事部3B係 御中

反訴原告訴訟代理人弁護士西田雅年

同 弁護士八木和也

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨については、いずれも棄却する
 - 2 訴訟費用については原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求原因に対する答弁

1 はじめに

本件は、原告が被告に対して、①解雇の無効確認、②違法な解雇による慰謝料、③■■■■事務局長のハラスメントによる慰謝料、という各請求をする事案である（訴状2頁）。従って、本件は原告主張の前記①～③にかかる事実の存否が問題となる。

被告はいずれも請求棄却を求めるものであるところ、被告としては本件の本質である労使関係に絞って前記①～③にかかる事実についての認否主張をし、よって本件について法的紛争解決に資する。

以下、詳述する。

2 「第2 当事者」について

(1) 原告

概ね認める。ただし、原告を被告に紹介したのは西下元市会議員で、同元議員は原告の母と知り合いであった。また入党年月日は不知。

(2) 被告

被告は、全商連に加盟し、小企業・家族経営の営業と暮らしを支えあう、助け合い運動に取り組む中小零細業者の非営利団体で、主に神戸市灘区を中心に活動している。

原告提出の給与明細書（甲2及び7）の存在は認める。

令和5年4月当時の被告事務局員については、■■■■事務局長、■■■■事務次長、■■■■事務局員、■■■■事務局員及び原告である。

その余は否認。

3 「第3 解雇の意思表示」について

原告が兵庫県会議員選挙に立候補して落選したこと、被告が原告に対して令和5年4月頃に自宅待機を命じたこと、被告が原告に対して令和5年5月9日付け「解雇通知及び損害賠償請求書」（甲8）を送付して解雇の意思表示をしたこと、同書面には訴状記載の5点にわたる解雇理由を記載していたことは、いずれも認める。その余は否認ないし争う。

なお、被告が供託している未払賃金は金149,894円であり、また供託している解雇予告手当は金286,000円である（甲10）。

4 「第4 違法な解雇による慰謝料等」について

否認ないし争う。

5 「第5 ■■■■事務局長によるハラスメント」について

令和3年10月26日、三役会議（被告会長及び副会長で構成）が開催され、原告が出席し、■■■■事務局長が同席したことは認める。同会議の目的は、原告のタイムカードに手書きが多く、頻繁に早退したり欠勤が多いことについて、三役として事情を聞くことであった。そこで、原告には特に理

由は無いことが判明したため、三役として注意を与えたところ、原告が今後は正常勤務する旨申し出た。

その余は否認ないし争う。

6 「第5 請求のまとめ」について

否認ないし争う。

7 解雇理由についての従前の議論及び補充的主張

(1) 会計処理に関し、争いない事実

ア 青年部会計の処理

(ア) 原告は、令和3年7月に前任の■■■■氏から被告の青年部会計を引継ぎ、同年11月12日付で自ら予算報告書を作成し(乙31)、同日の総会で自らその内容をもとに決算、予算の報告をした(乙30)。

そこでの次期繰越金は235,993円と記載されており、次年度の活動資金が同金額であることを前提として、活動内容について部会員で話し合いがなされた(乙32)。

(イ) 原告は、当初青年部会計について帳簿を作成していなかったが途中から帳簿を作成するようになったところ(甲13)、同帳簿には、前任者からの繰越金として231,600円と記載されていたほか、令和3年11月12日に18,200円を総会・食事代、駐車場代として支出したこと、令和4年4月17日には兵青協BBQへの補助として22,734円が支出されたことなどが、記載されていた。

(ウ) 原告は、被告事務局次長の■■■■氏より青年部会費として381,600円の小切手を受け取り、令和4年6月13日、みなと銀行六甲道支店で381,600円を現金化したが(乙2)、原告作成の帳簿には同金員が収入として記載がされないままとなった(甲13)。

(エ) 原告は、令和5年2月14日までに別紙計算書の通り合計91,322円を青年部活動費として支出し(甲13、なお5月14日の6400円

の支出うち4400円は個人的な支出であったことを相手方も労働審判準備書面(1)で認めた)、同年4月26日に後任として被告事務員■■■■氏へ青年部会計へと引き継いだ。原告が引継ぎした現金は帳簿上の令和5年2月14日時点での残金135,868円(甲13)のみであった。

イ 成徳支部会計の処理

(ア) 原告は、同支部会計についても令和3年7月に前任の■■■■氏から引継ぎ、会計担当となったところ、同会計についても途中から帳簿を作成するようになったが(甲14)、そこには繰越金として94,481円と記載されていた他、令和3年7月24日総会会費9600円の支出、令和4年1月21日新年会・食事で20,000円の支出などが記載されていた。

また、令和4年5月26日には支部運営費として97,600円の収入があったと記されていた。

(イ) 他方、原告は令和4年6月23日に同支部の会計について収支・決算報告書を作成のうえ(甲12)、同日の総会にて会計報告を行ったが(乙30、乙33)、そこには前期繰越金として上記帳簿とは異なって134,481円と記載がされていた。

(ウ) そして、原告は令和5年2月7日までに別紙計算書のとおり合計124,021円を成徳支部活動費として支出し、帳簿(甲14)の同日時点での残金68,060円のみが後任の被告事務員■■■■氏へ引き継がれた。

(2) 被告が被った損害

ア 青年部会計の損害

以上の通り、原告は令和3年7月に■■■■氏から青年部会計を引き継ぎ、令和3年11月12日の時点では235,993円が残在していたところ、そこからさらに令和4年6月13日に381,600円を活動資金として受け取る一方、別紙計算書のとおり原告は91,332円を青年部活

動費として支出した（甲13、なお5月14日は2000円のみ）。

よって、別紙計算書のとおり本来であれば526,261円が原告から■■■■氏へ引継ぎされねばならなかったところ、実際には135,868円しか引継ぎされなかった。

よって、被告は390,393円の損害を被った。

イ 成徳支部会計の損害

また、成徳支部についても、原告自らが令和4年6月23日付総会での収支・決算報告で報告していたとおり、繰越金として134,481円を■■■■氏から引き継ぎ、保管していたにもかかわらず（甲12）、後に作成を始めた帳簿上では4万円少ない94,481円しか引継ぎしなかったかのように記入し（甲14）、以降も、引継ぎ金を同金額との前提で記入を続け、最終的に本来の引継ぎ金より4万円少ない68,060円のみを■■■■氏へ引き継いだ。

よって、被告は40,000円の損害を被った。

ウ 以上の計430,393円が、当事者間で争いない事実から容易に認定できる原告の管理懈怠を原因とする、被告の被った損害金の総額である。

(3) 原告の弁解

ア 当初の弁解

被告は、多額の使途不明金が確認された翌日の令和5年4月27日、原告を被告事務所へ呼び出して弁明をもとめたところ、原告は「会費を預かっていなかった会員の会費に充てた」「うやむやにできると思っていた」などと不合理な弁解を続け、使途不明金についての補填の申し出もなかった。

イ 労働審判及び訴状での弁解

原告は、本件解雇の無効を求める労働審判を申立てた時点では、■■■■

事務次長から手交された381,600円の小切手は[]事務次長の指示で銀行で換金し、青年部の財布に入れた上で、青年部のイベント（バーベキュー、セミナー）等に費消するなどして、適切に管理してゐた」と述べ、会計処理上のミスがあったことすら認めていなかった。

ところが、被告からの答弁書で、原告作成帳簿（甲13）には小切手の入金記載がない旨を、帳簿を証拠提出したうえで指摘したところ、原告は各会計を混同して管理し、他の支出の関係で拠出してしまっていたなどと会計処理上のミスであったと弁明した。

しかしながら、争いない事実で述べたとおり、原告は、青年部総会、成徳支部総会でそれぞれ会計報告を行っており、各会計を混同して管理などしていない。

また、これもすでに述べたとおり、そこでの収支報告及び原告が作成した帳簿上は、前任者[]氏からはまとまった金額の引継ぎされたことが前提とした記載があり、わずかな金額しか引継ぎがなかったなどの弁解は、当初の弁明でも、労働審判申立時の弁明ですらも、原告はしていなかった。

原告が以上の弁明を始めたのは、被告から上記の証拠書類が提出された後であった。

さらに言えば、[]氏から仮にわずかな金額しか引継ぎがなかったとすれば、争いない事実ア（イ）、イ（ア）で述べたような令和3年～令和4年前半にかけてなされたはずのすべての支出が（原告はこの二つの会計しか担当しておらず、収入が入る会計は他になかったことから）原告がポケットマネーから拠出したことになるが、そのようなことを原告が行うはずはないし、万が一にも行っていたとすれば、すぐに立替金を原告は被告に請求するはずであり、原告作成の帳簿上にもその旨の記載すらしないなどということなど、まったくあり得ない。

